

一般財団法人 男鹿市体育協会 スポーツ賞表彰規程

第1条 この規程は、一般財団法人男鹿市体育協会が、男鹿市の体育・スポーツの健全な発展に寄与し、その功績が顕著なものに対し、その榮譽を顕彰するために必要な事項を定める。

第2条 男鹿市のスポーツ賞（以下「本賞」という。）の種類は・功労賞・指導奨励賞・栄光賞・優良賞・奨励賞・普及奨励賞とする。

第3条 前条の受賞者は、男鹿市に住所を有する者（ただし、就学のための生徒・学生はこの限りではない。）で、次の各号から推薦された団体・個人について常務理事会を経て、会長が委嘱した選考委員会の会議で決定したもの。

- (1) 一般財団法人男鹿市体育協会加盟団体長から推薦された団体・個人
- (2) 男鹿市内各小中学校長から推薦された団体・個人
- (3) 本会の会長が推薦した団体・個人
- (4) 前各号以外（高校・大学・障害福祉施設等）から特に推薦のあった団体・個人

第4条 選考及び推薦の基準は、次のとおりとする。

(1) 功 勞 賞

- ア スポーツに深い理解と熱意をもち、加盟するスポーツ団体、又は秋田県体育協会加盟団体役員として育成・強化に貢献し、人格高邁にして他の模範となるもの
- イ 表彰は原則として3名以内とするが、3名以上の申請があった場合は申請内容、優先順位などにより決定する。
- ウ 第3条の各号から推薦されたもので、別表に定める選考基準にならうもの

(2) 指導奨励賞

- ア スポーツの普及振興に功績顕著で、且つ、体育・スポーツに永年育成指導を努め、他の模範となるもの
- イ 別表に定める選考基準にならうもの

(3) 栄 光 賞（団体賞・個人賞）

- ア 当該年度中、小学校・中学校・高校・高専・大学・一般は別に定める選考基準の対象大会において、全国3位以上及び東北1位の優秀な成績をおさめたもの
- イ 別表に定める選考基準にならうもの

(4) 優 良 賞（団体賞・個人賞）

- ア 当該年度中、別に定める選考基準の対象大会において全国3位以上及び東北1位の優秀な成績をおさめたもの
- イ 別表に定める選考基準にならうもの

(5) 奨 励 賞（団体賞・個人賞）

ア 当該年度中、全県大会規模以上の大会において活躍し、スポーツ熱心で高い品性を持ち技
量優秀なもの

イ 当該年度中、全県大会規模以上の大会において活躍し、協力一致、常に全機能を発揮しそ
の行動に品性をもった団体（チーム）

ウ 別表に定める選考基準にならうもの

(6) 普及奨励賞（団体賞・個人賞）

ア 本市の各地域において、スポーツを継続実践し、協力一致、常に全機能を発揮して、
その行動に品性を持ち、他の範となる団体（チーム等）

イ 本市の生涯スポーツ団体において、役員を兼ね、スポーツを継続実践し、協力一致、常
に全機能を発揮して、その行動に品性を持ち、他の範となる個人。

ウ 別表に定める選考基準にならうもの

(7) 特別表彰（本表彰は第2条の規定にかかわらず選考できるものとする）

ア スポーツの普及振興及び協会の運営等に物心両面にわたり尽力があった団体・個人

イ 協会会長が特に顕著な功績があったと認めた団体・個人

第5条 各推薦団体は、前条に該当するものがあるときは、毎年指定された期日まで別紙様式に
より、一般財団法人男鹿市体育協会あてに推薦するものとする。

第6条 本賞の選考基準は、別表のとおりとする。

第7条 本賞の選考委員会は、別表のとおりとする。

第8条 第1条に掲げる賞のほか、特に本市スポーツの振興に貢献した者に特別の賞を授与する
ことができる。

第9条 受賞者としてふさわしくない行為があった場合には、受賞者名簿から削除する。

第10条 本賞に該当する者には、表彰状並びに副賞を授与する。

第11条 表彰は、年度内に会長が定める日に行なう。

第12条 この規程に該当する者で、表彰前に死亡した場合、死亡後であってもこれを表彰するこ
とができる。

※付記 表彰日以前に死亡した者に対する表彰物件は、これをその遺族に授与する。

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

第14条 この規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

付 則

平成21年12月22日から施行する。

- 1 この規程は、平成23年 7月27日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年12月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

別 表

第6条に係わる選考基準

| 区 分 | 部 門 | 推薦団体 | 対 象 者 及 び 活 動 歴 |
|-------|-----|------|--|
| 功 勞 賞 | 地 域 | 地区体協 | 指導者として、また役職歴20年以上、65歳以上で 正副会長・理事長の経歴のあるもの |
| | 競 技 | 競技団体 | |
| 指導奨励賞 | 地 域 | 地区体協 | 指導者として、また役職歴15年以上、または、県予選を 経て全県規模以上の大会で優勝させる等 |
| | 競 技 | 競技団体 | |
| 普及奨励賞 | 地 域 | 地区体協 | 市内に存在する、団体チーム 個人賞については、65歳以上で生涯スポーツに限る |
| | 競 技 | 競技団体 | |

| 区 分 | 対象者 | 成 績 | 対象大会名（下記以外は該当しない） |
|-------|---|--|--|
| 栄 光 賞 | 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会3位以上 ・東北大会1位 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国民体育大会 ② 全日本選手権大会（オールジャパン） ※ サッカー、ラグビー全国社会人大会 ③ 全日本学生選手権大会 ④ 全国高専大会 ⑤ 全国高校選手権大会（インターハイ、選抜大会含む） ⑥ 全国高校定時制大会 ⑦ 全国中学校体育大会（選抜大会含む） ⑧ 東北総合体育大会 ⑨ その他全国規模の大会 ⑩ 東北高校選手権大会 ⑪ 東北学生選手権大会 ⑫ その他東北規模の大会 |
| | 中学校 高校 高専 大学 一般 (個人) (団体) | | |

| | | | |
|-----|----------------------------|--|--|
| 優良賞 | 個人 団体 | ・全国3位以上 | ① 全国障害者スポーツ大会 ② 全国特別支援学校関係体育大会 ※他、生涯スポーツ等に属する大会 |
| 奨励賞 | 小学校 中学校 (個人) (団体) | ・全県大会以上1位 ・市予選を経て全県出場の2・3位 ・県予選を経て東北大会出場 | ① 県が主催、共催の大会 ② 中学校体育連盟主催、共催の大会 ③ 県スポーツ少年団主催、共催の大会 |
| | 一般 (個人) (団体) | ・全県大会以上1位 ・市予選を経て全県出場の2・3位 ・県予選を経て東北大会出場 | ① 県民スポーツ大会 ② 全県障害者スポーツ・特別支援学校関係の大会 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 県体協加盟団体、県、県体協が主催・共催するもの </div> |

※ その他の参考事項

- (1) 本賞の表彰は、大会開催年度に行うものとする。
- (2) 優良賞・奨励賞で、予選なしの場合は決勝記録等を参考にする。
- (3) 準決勝進出チームで、3位決定戦のないものは3位とみなす。
- (4) 東日本大会は東北大会並みの扱いとする。
- (5) 選抜チームは、当該選手のみを受賞対象とする。
- (6) 推薦のないものは、受賞対象としない。

選考委員

市校長会会長

市中学校体育連盟会長

市内報道関係者

市スポーツ推進委員委員長

市教育委員会生涯学習課長

市体育協会顧問

市体育協会会長

市体育協会副会長

市体育協会専務理事

※ 報道関係～秋田魁新報社、日の出新報社の順番、顧問も順番で各1名